

10福介起第1785号  
平成23年3月16日

介護保険事業者 管理者各位

江戸川区介護保険課長  
横手裕三子

### 巨大地震により被災した要介護者等への対応について

日頃から要介護者等への支援に最大限のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、3月11日の地震発生以後、本区内においても、介護サービスの提供に影響が生じている事業所があります。

つきましては、下記の内容に十分ご留意していただき、適切な対応をお願いします。

なお、3月18日（金）までは江戸川区での計画停電は行わないとの連絡を受けています。来週以降は不明です。引き続き、停電時における利用者の安全確保に万全を期していただくようお願いします。

### 記

1 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められています。

その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取り扱いが可能ですので、被災地等から利用の相談があった場合、本区へ速やかに連絡してください。

2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしていますが、避難所や避難先の家など自宅以外の場所で生活している場合でも、ケアプランの柔軟な対応で必要なサービスが受けられるようお願いします。

3 ガソリンや軽油、灯油などの供給不足や計画停電の影響から、デイサービス事業所の休業が発生しています。既にデイサービスを訪問介護サービスに振り替えるなどの対応を実施していただいているところですが、引き続き柔軟な対応をお願いします。

なお上記2と共に、こうした場合居宅サービス計画の変更の必要があるときは、サービス担当者会議は開催せず、担当者から意見をもとめることで足りるものとします。

4 訪問介護サービスでは、米やパンなどの食品、日用品の不足による支障が出ています。配食サービスなどの代替サービスを活用しながら、引き続き柔軟な対応をお願いします。

- 5 計画停電に備え、訪問看護ステーションの協力を得ながら在宅酸素や吸引器の利用状況等について実態を把握しているところですが、不安のある利用者については、訪問看護や主治医等との十分な連携をお願いします。
- 6 一人暮らしの熟年者など、強い不安を抱えている利用者については精神的なフォローを十分をお願いします。状況によっては、本区や地域包括支援センターへの連絡をお願いします。
- 7 標記災害の被災に伴い、被保険者証を焼失あるいは家屋に残したまま避難していることにより提示できない場合は、氏名・住所・生年月日・要介護度を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けることができます。その際は本区に相談ください。
- 8 今後の計画停電については、区のホームページにも情報が掲載されています。こまめな確認をお願いします。(www.city.edogawa.tokyo.jp)

(問合せ先)

福祉部介護保険課指導係

電話 03-5662-0892

福祉部介護保険課事業者調整係

電話 03-5662-0032